

事務連絡
平成 25 年 3 月 13 日

都県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者

御中

（宮城県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、山梨県、静岡県）

厚生労働省健康局水道課

浄水発生土の有効利用における取引先等への用途確認について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

放射性物質を含む浄水発生土の調査（以下、「発生土調査」という。）については、平成 23 年 6 月 22 日付事務連絡「浄水発生土の取扱い等に係る調査について（依頼）」に基づき報告頂いているところです。今般、放射性物質を含む浄水発生土を園芸用土及びグラウンド土に利用する際の安全性評価を行い、その結果を「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」（平成 25 年 3 月 13 日健発 0313 第 4 号厚生労働省健康局長通知、以下「通知」という）においてお示したところです。

当該通知においては、浄水発生土の有効利用の用途に応じた安全性評価が行われていることから、有効利用に係る放射性物質を含む浄水発生土とその用途が適切であるかどうかを、厚生労働省健康局水道課においても発生土調査により確認することとしました。

ついでには、放射性物質を含む浄水発生土を有効利用した場合には、以下の留意事項を踏まえ、下記にて取引先等における用途の確認の徹底をお願いいたします。

【留意事項】

（ア）次回（平成 25 年 4 月 9 日時点）の発生土調査の様式において「処分方法」の選択肢を以下のとおり細分化する予定なので、趣旨を踏まえ適切に選択すること。

【変更前】「保管」「最終処分場に仮置き」「最終処分」「再利用（セメント原料）」
「再利用（建設改良土）」「再利用（農土、園芸用土）」「再利用（その他）」

【変更後】「保管」「最終処分場に仮置き」「最終処分」「再利用（セメント原料）」
「再利用（建設改良土）」「再利用（農土）」「再利用（園芸用土）」
「再利用（グラウンド土）」「再利用（その他）」

（イ）今後処分を行う浄水発生土の処分方法の報告に当たっては、次回（平成 25 年 4 月 9 日時点）以降の発生土調査依頼で配布する様式に記載する新しい区分に基づき適切に処分方法を報告すること。ただし、前回（平成 25 年 3 月 9 日時点）の発生土調査以前の回答内容については、新しい区分に見直す必要はない。

(ウ) 放射性物質を含む浄水発生土の再利用を行う場合は、用途確認以外にも、取引に支障のない範囲で再利用製品についての情報収集に努めること。

各都県水道行政担当部局におかれましては、貴管内の都県知事認可水道事業者、水道用水供給事業者に対して、周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 廃棄物として処理するものについては、処理業者に再利用の有無を確認した上で委託し、再利用の用途についても適切に報告すること。また、後日、排出した浄水発生土が適切に処理されたことをマニフェストによって確認するとともに、法令に基づき当該マニフェストを適切に保存すること。
2. 廃棄物として処理するもの以外については、処分方法を明確にして取引した上で報告するとともに、報告後も発生土調査の処分方法の区分での用途別利用量を再利用者より聴取・記録し、再利用した浄水発生土の放射性物質濃度の測定記録と照合できる形で5年間保存すること。
3. 報告後に浄水発生土の不適切な利用が判明した場合には、すみやかに厚生労働省健康局水道課に連絡すること。なお、適切な利用範囲での発生土調査事項の修正については、従前通り、次回発生土調査時に訂正報告を行うこと。
4. 「園芸用土」「グラウンド土」への再利用を行っていない場合も、最終処分以外の処理を行っている場合は、上記にて取引先等における用途の確認を行うこと。

5. 連絡先

厚生労働省健康局水道課 下畑、小保内

TEL: 03-5253-1111(内線 4028) E-mail: SUIDOUGIJUTSU@mhlw.go.jp

以 上